

部会員のみなさまへ

図書館学教育部会長 渡 辺 信 一

社会的にも阪神大震災をはじめ数々の多難な事件で終始したこの1年が過ぎ去り、年度末を迎えようとしております。教育部会の今年度の出来事ないしは事業を中心にこの場を借りまして、若干のご報告とアピールをさせていただきたいと思います。

まず、5月には部会総会があり、前年度の事業／決算報告、そして今年度の事業計画／予算案が承認されました。その詳細は前号に述べてあります。唯一、残念なのは、ウィークデー（例年、金曜日の午前）とは申せ、ご出席の向きが少ないことであります。部会の今後を左右する大切な案件があり、万障お繰り合わせのうえ、今年は（5月24日の予定にて）ぜひ、ご出席・ご発言ください。

去る7月には部会員のみなさまを対象にアンケート調査をいたしました。これは、諸先生方の教育／研究の場の実態や意識、それに今日大きな問題となっております“学部学科改組”や“専任不在”の実態を教育部会として把握し、今後の対応に役立てるために実施されたものであります。みなさまから寄せられた貴重なご回答により、多くの実態が明らかとなりました。今後、なんらかの方法でご報告と問題解決の糸口をつかみたいと願っております。

8月には、慶應の藤沢湘南キャンパス（SFC）において、研究集会を開催、“マルチメディア時代における図書館情報学教育”というテーマのもとにメディアセンターの見学やレクチャー、そして意見交換や若干の討議を行いました。小川事務局長・宮木・村上の両氏、さらには高山・原田両先生に負うところ大であり、そのぶん21世紀の図書館情報学教育を考えるうえで大いに示唆的でありました。

10月には、全国図書館大会が新潟で開催され、“図書館学教育／図書館員養成”をテーマにした、第12分科会では、午前中に北陸地区の現状と課題を高島先生が、また韓国における図書館学教育と図書館員養成を金先生が、午後からは“生涯学習社会と情報化時代に求められる図書館学教育を模索して”をテーマに原田・藤野・今先生が、そのあと、教育／養成の現状と課題を柴田先生などがそれぞれ発表されました。大会ハイライトについては、『図雑』本年1月号の有倉先生の記事をご覧ください。

12月に入り、暮れも押しつまった30日に日図協・酒川事務局長より、文部省生涯審計画部会長名による“改善案”が届き、それが発端となって教育部会としては、制約された時間と条件のなかで様々な対応／措置を講じてきたことは、部会員の先生方には先刻ご承知の通りかと存じます。このたびの緊急研究集会につきましては、次頁に柴田幹事のまとめがあり、ご覧ください。今後ともこの件について教育部会として積極的に取り組む所存でおります。引き続きご支援いただけると幸いです。

本年1月には、昨年の5月から長期間にわたって慎重に検討を重ねてこられた、選挙制度検討委員会（平野委員長、渋谷・戸田両委員）よりの報告（答申）を受理いたしました。教育部会幹事会としては、最大限、尊重する所存であります。同時に部会員のみなさまから率直なご意見をお出しいただければ幸いです。できましたら3月末頃までに当方あてお届けください。

おわりに部会員のみなさまの益々のご健康とご活躍をお祈りいたしつづ……。

緊急研究集会報告

去る2月24日午後、慶應義塾大学三田学舎で開かれ、約50名が参加した。

1 開会のあいさつ/趣旨説明/経過報告(渡辺信一)

渡辺信一部長から、出席した生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会司書専門委員会委員にお礼を兼ねた挨拶があった。

続いて、この研究集会の趣旨として、計画部会案について作成にたずさわった当事者からの説明を聴くことと、部会員をはじめとする図書館関係者がどのように受けとめて考えているかを表明することと、今後のより深まった論議の出発点とすることであると説明された。

経過については、配布資料をもとに1986年以来的の教育部会としての取り組み、JLAとしてカリキュラム案をまとめて来た過程、1995年の動き、年末から年初にかけての急激な動きに対して教育部会がどのように対処したかなどを報告した。

2 計画部会改善案の解説等

出席した生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会司書専門委員会委員の田中久文(日本大学)、細野公男(慶應義塾大学)、村田文生(埼玉県立浦和図書館)の3氏から「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方についての意見照会について(依頼)」に示されたカリキュラム改善案(以下「計画部会改善案」という)についての解説が以下のようにあった。

2-1(1)司書養成に関わる課題について(田中久文)

司書の養成は2つの方途で行われているが、今回の案は法令上の裏付けのある委嘱講習の改善を目指したものである。講習は大学の教育課程としては正規なものとは言えないであろう。もう一つの養成コースである大学での司書課程は図書館法令上、講習に「相当するもの」で、養成の在り方としては言わば補完的とされていると言うべきであろう。本来、高度な専門職の養成は大学の正規の課程で行われるべきだと考えている。一般に司書の専門性が高く評価されていないのは、講習をベースにしていることも一因と思う。社会教育主事や学芸員では大学での教

育課程が法令で規定されており、特に現職の学芸員の80~90%はその修了者であることから、大学での養成が定着している。司書では課程による資格取得者が近年90%になっているが、現職者ではまだ半数近くが講習修了者である。地方によって有資格者が得られないというのが、講習存続の背景となっている。しかし真に高度な司書養成を目指すならば、課程での教育を充実すべきであり、そのためにその教育内容を法令上に規定する必要がある。

JLAの提案している24単位案も講習のかさ上げでしかない。たとえ24単位案が実現したとしても、現在23単位以上の修得を必須としている4年制大学が60%、短大ですら40%に達していることを考えると、直ちに内容が充実する形で反映するとは思われない。むしろ、そこで何が教えられているかが問題なのである。

講習においては、短期詰め込みであり、技術論・技能論に終始せざるを得ないと考えている。また、講習は、公共図書館の司書養成であり、大学課程で総合的な図書館専門職の養成を目指すならば、さらに必要とされる単位も増加するだろう。

大学の課程を充実させるのは大学独自の判断で進めるべきである。場合によっては単位は少なくともよいだろう。しかし資格付与には法に見合った単位の充足が求められる。ただ、大学における養成を考えると、現実の公共・大学・学校の図書館員が全国で3万人、そこに毎年1万人もの有資格者をおくりこむことは供給過剰は明らかである。

司書の社会的地位を低めているのは、もう一つの原因は司書補の存在であると考えている。私は司書補講習を残すべきでないと主張した。1968年の改定の際にも「廃止すべきもの」とされている。しかも「補助的」という立場にありながら「専門的職員」と法の上ではされている。確かに高校卒業者が司書になる道筋は残すべきだが、講習でなければならない理由はない。学芸員補は試験認定ではあるが、参考になるだろう。

司書講習は、50年近く前の救済策であり、いつま

でも続けるべきではない。学芸員は早くからやめているという事実もある。

大学の課程としては、講習の延長線から離れ独自の充実した教育内容が法令化され、さらには司書のみならず総合的な図書館専門職養成を目指し1977年大学基準協会が提起した38単位の線に進めるべきだろう。

司書養成の高度化に向けての上述の課題の解決には困難な法令改正を必要とし、またそのためには一部の痛みを伴うとしてもそれを越えた図書館界の統一した意見の形成が不可欠である。

2-(2)委員会の考え方とカリキュラム（細野公男）

まず本委員会の位置であるが、社会教育分科審議会の中に施設部会とか計画部会とかの部会があり、計画部会の中に社会教育主事専門委員会・学芸員専門委員会と並んで存在する。いわば計画部会の考える社会教育全般の問題の中で、専門分野についての具体的なものを考えるという立場にあり、委員会が独自に考えることができるわけではなく、計画部会等によって方向性が定められているといえることができる。

情報化／情報機器の進展／情報機器の導入といった背景のもとで、生涯学習社会における社会教育機関の在り方を考えるというのが課題である。従って司書だけを考えるのではなく、社会教育主事や学芸員との関係を踏まえることが前提となる。

この前提からすると講習を中心に論議するのが当然であり、公共図書館員の資格・養成・研修が検討された。専門職としての図書館員の資格であり、基礎的・入門的なものとして展開することが共通認識であった。1994年10月までの審議経過の概要まではまとめられているが、そこでは具体的な案は示されていない。1995年になって具体的な検討を始めたのであるが、図書館法の改正につながらないという枠組み内での検討である。現行準拠という方針の範囲内で計画部会改善案になる。

計画部会改善案の内容を項目として挙げると次のようになる。(1) 19単位から20単位に変更したが、図書館プロパーは変更なしである。(2) 図書館の管理運営や他の組織との関連を考えるために「図書館経営論」を新設した。(3) 情報化の進展に対応して

「情報サービス概説」と「情報検索演習」を置いた。しかしこの科目の実現のためには、機器の設置などの手当が必要である。(4) 必修科目を15単位から18単位に増加した。(5) 司書補については全部の科目を必修科目とした。(6) 「児童サービス論」を設置した。(7) 「図書館特論」を設置し、時宜に応じた内容の講義が可能となるようにした。(8) 従来あった「視聴覚教育」の科目を発展させて「情報機器論」とした。

資料組織に関する科目は減少した。(9) 従来の選択科目が減ったので「手当のできる範囲で開講する」という条件が厳しくなり、講習開催大学にとっては課題が増えたといえるだろう。

先に述べたような枠の中での計画部会改善案であり、決して十分なものとは言えないが、現行のものよりは時代の要請に対応できるようにしたつもりである。

2-(3)期待される司書像のために（村田文生）

社会教育行政に30年以上の経験をもっており、また公共図書館運営の責任者の一人として現場から見たときの意見を述べる。今回の計画部会改善案は施設部会が出した答申の線を踏まえており、それを実現するために、どのような司書が期待されているかを示しているだろう。

生涯学習時代の図書館における期待される司書像を考えると次のようなことがいえるだろう。(1) 「開かれた図書館」を支える。(2) 類縁機関と密接に連携して住民の要求に応じてゆく。(3) 住民の学習を積極的に支援する。(4) 住民が情報を取得できるように支える。(5) 住民の情報リテラシー修得の援助ができる。(6) コミュニケーション関連の素養がある。(7) 時代の変化を把握して対応できる。(8) 親切で丁寧な対応。(9) わからないことを尋ねやすい雰囲気をもつ。(10) 友達としても付き合えるということがヤングアダルトたちからは求められる。こうした多様な要求や期待に応えることのできる司書を育てるために必要となる養成教育の内容として計画部会改善案が作成されたのである。

3 計画部会改善案に対するJLAの見解（酒川玲子）

計画部会からは1994年3月にヒヤリングがあった。その席ではボランティア・専門性・研修などが話題

となったが、J L Aとしては図書館振興と専門職制度とが同時に進まないと、期待される図書館の発展にむすびつかないことを強調した。

その後、特にのべなければならぬような事態が起こらないままに推移し、昨年末の突然【意見照会】の文書が送られて来た。

J L Aでは教育部会をはじめ関係する人達の意見を集約するように動き、1月半ばの常務理事会で慎重に検討して、最終的には配布資料にあるような回答を作成し、計画部会長あてに届けた。

検討の過程で話題になったこととして、図書館法の枠内であり、大学の課程科目にダイレクトにつながらないことは承知しているが、認定の作業の進行するなかで影響が大きいと考えた。確かに図書館法の枠を越えて大学独自の対応ということも考えてよいのだろうが、【認定】があるがゆえに必ずしもそうした方向で進めないだろう。

それと司書養成制度の充実も、就職後の研修制度にしても、現場に専門職制度がないがゆえにしっかりしたものとならないことが指摘されている。その意味でグレード制も問題にならないのだが、以前のようにすべての司書が横並びで仕事をしているという考え方から、ランクの存在や知識と経験の積み上げで新たな職務上の名称を得ることの妥当性を論議する状態には変化してきている。それが養成制度とどのように関わるかは今後論議されるべきだろう。

4 計画部会改善案についての見解（柴田正美）

講習科目しか提示していない理由は、現行図書館法の枠を絶対的なものとし、法第5条2項で示されている「大学において図書館に関する科目」という条文に対応するものを指定することができなかったからであろう。制定以来40年以上が経過し、時代にそぐわない面が指摘されているにもかかわらず、それを改めないまま、その枠内で対応する態度は理解に苦しむ所である。

枠組みが変わらないので、カリキュラムの改定を実施しようとするそれぞれの大学は文部大臣によって「大学において修得した科目の単位であって前項の科目（司書講習科目）の単位に相当するものとして」認定を受ける必要が生じる。この認定作業は大学における司書養成教育のレベルを引き上げる役割

を果たす可能性を期待できるが、一方ではそれぞれの大学の教学の自治と抵触する恐れもあり、問題ははらんでいる。つぎに提案されているカリキュラムの内容に触れてみよう。

【生涯学習概論】が必修科目となる。社会教育主事4単位、学芸員・司書・司書補1単位とされる。この4単位と1単位の差は内容的にも検証できるかという点を決してそうではない。社会教育主事のみが修得する3単位の内容は、学習者の特性と学習の継続発展・生涯学習社会における教育相互の連携と学習システム・社会教育と社会教育行政であり、司書等の上に立つて管理する立場を強調するための内容となっていることを注目すべきだろう。また、司書と司書補の内容が同一である点は、これまで文部省が主張して来た流れと異なっており、司書補一司書と受講する受講生の免除問題が発生してくるだろう。

新設の【図書館経営論】は、管理職として司書が弱いという批判を乗り越えるために設定されたのであろうが、内容を具体的に見て行くと、従来あった「図書館通論」で触れてきたものと大部分において重なっており、新規性があるとは思えない。【図書館概論】と【図書館経営論】の内容的な仕訳をどこでしたのか明確にされないといふのではないだろうか。また、図書館経営を考えると「図書館統計」の適切な把握と分析が欠かせない。今回の案では、この点が全く欠落している。

【情報関係科目】は【情報サービス概説】と【情報検索演習】となっており、一見充実したように見える。しかし【情報サービス概説】はこれまでの「参考業務2単位」に「情報関連」が付加されているにもかかわらず2単位のままである。充実という言葉とは裏腹に内容を薄めてしまっていることになる。【情報検索演習】の新設は、大いに歓迎されるであろう。

【児童サービス論】が必修科目として新設された。J L A児童青少年委員会を初めとする関係者の努力が実ったものとして評価できるし、文部省がこのところ主張している「読書振興」に対応するものとして当然入るべくして入ったというべきだろう。内容面でも一定の評価に耐え得るものとなっているが、「集会・展示サービス」や「ヤングアダルト」を持ち込んでいる等混乱も存在する。ただ、心配なことは、

新設された科目を、期待された内容にそって開講できる大学がどれだけあるだろうかということである。現在でも選択科目であるという理由と相俟って開講していない大学が多く、担当できる人にしても児童文学をやってきたとか、児童心理学を専攻したというだけでは不十分だし、図書館の現場で多くの経験を積んだからといって直ちに大学の養成教育を担当できるわけではない。

資料に関する科目は必修科目として〔図書館資料論〕〔専門資料論〕、選択科目の一つとして〔資料特論〕の3つが設定されている。現代の図書館で重要視されている逐次刊行物（雑誌）について触れる科目はなく、視聴覚資料も選択科目でしか教えられない。果たして改善案を作成した人達は現代の公共図書館をどのように認識しているのであろうか。

改善案全体について言えることは、現代の図書館に対する認識の不足が目立つ。また司書・司書補養成教育において「原理・原則」を修得することを望まず、与えられた仕事だけを唯々諸々とこなすことを期待しているように思える。講習科目を基礎的科目として設定することが、将来の図書館をも考えることのできない図書館員を育てることと同じであるとするならば、これで良いだろう。〔基礎〕の意味を取り違えているのではないだろうか。ほの見える構図は、行政的に上位に立つ社会教育主事のもとで、専門的技術のみを駆使する司書・司書補・学芸員の姿である。これは生涯学習を支えるべき多くの機関が、国民教化の道具に成り代わることを意味しないだろうか。

5 質疑応答および意見の表明

参会者☆に「質問票」を配布し、休憩時間を利用して回収の上、指名された発表者★が回答を行った。中には意見の表明もあった。指名された人の順でまとめておく。

☆1996年1月に、文部省から短期大学に対しても司書・司書補講習委嘱の可否を問い合わせて来た。従来は4年制大学のみだったのに、この変化の背景や意図を聴きたい。

★そのような変化は承知していないし、また文部省内の人間でもないので答えることはできない。地方において有資格者が得にくいという背景の中で

取られた措置かもしれない。

☆生涯学習審議会ないしは計画部会は、生涯学習論を展開（研究・教育）するのに望ましい学科（司書および学芸員資格の取得も可能な）というものを、どのように考えているか。また、現在それに該当する大学はあるだろうか。

★大学における研究・教育組織を考えるのは、大学自体であり、望ましい学科といったものを設定しているわけではない。またお尋ねのような学科が有るか無いかも分からない。新しい概念と社会の流れを理解した上で、科目や学科の設定をすべきだろう。教育での実現にはある程度のタイムラグが存在するのが通例であり、生涯学習の骨格はやつのことで模索する段階にいたったと考えている。

☆今回の計画部会改善案を、大学における授業科目の最低線とする考え方は認められるのか。

★講習としての必要な内容／科目を設定したのであって、大学における課程での内容／科目とは当初から考えていない。大学におけるものは再三述べているように、大学独自で考えることができる。ただ、資格の付与ということになると〔文部大臣による認定〕が不可欠である。今回のものは、あくまで入門としての改善案である。

☆〔図書館経営論〕は実習／経験を伴うことが必須であり、それ以外の科目を履修して仮の資格を得た上で、図書館で一定の実習／経験を積んだ上で〔図書館経営論〕を受講するという制度は考えられないか。

★そうした制度は考えていない。あくまで講習のなかでの講義であり、確かに実習／経験を必要とするだろうが、制度的には難しいだろう。図書館情報大学の講習では「館長予定者」を受講資格としているので、レベルの高い経営論が必要となるだろうが、こうした条件をつけない大学での講習では基礎科目の範囲となる。結果としては資格の無い図書館長が受講しても役に立たない〔経営論〕となるかも知れないが、制度として明確にすることは困難である。図書館全体を考えることの大切さを強調するなかで〔図書館経営論〕が決まって来たのである。

★なお、図書館実習についても論議し〔不要〕と決定したわけではない。むしろ現実の可能性から、

講習という範囲ではふさわしくないとした。

☆司書教諭の講習規程では、司書講習の科目を習得していると軽減措置が取られるが、そのあたりの見直しは並行して進めているのか。

★今は、図書館法の範囲内での検討であり、学校図書館法やそれに基づく司書教諭の講習規程までは細部にわたっての検討を済ませていない。今後、連絡調整すべきところである。

☆いつ頃、この計画部会改善案は確定するのか。目安を明確に。

★計画部会として公表できる段階にまでいったという程度であり、確定の時期も、実施の時期についても今は白紙である。早くしなければならないことは理解しているが、各方面の意見も聴く必要があるので即答はできない。講習開催大学の意向も聞く必要がある。講習について1997年4月から実施するにしても、大学については移行期間をもつのが通例である。

☆【図書館経営論】について、経営学的な基礎理論を取り入れることができるのか。また、柴田正美氏が欠落していると指摘した図書館統計は、ここに含まれると解釈して良いのか。

★講習の範囲ということになると時間的にはかなり厳しいだろう。大学が経営学的なものまで含めて必要な時間／単位を設定することは可能だろう。図書館統計は、ここに含まれると考えている。統計については独立した科目とまでは考えておらず、概論程度だろう。

☆大学では大きな改革が進んでいる。こうした動きと関わりなく【講習主体】として検討を進められた背景を説明してほしい。

★説明したように、図書館法の枠ということで講習主体となった。大学における図書館に関する科目は大学独自で考えるものであり、教育改革とからめて考えるのは当然であろう。なお、大学における科目で図書館法第5条2項に述べられている科目をだれが決めるのが定められていない。法律としての不備である。

☆大学基準協会の基準との関係はどう考えているか。

★その基準こそが重要であり、講習の単位は二の次ではないかと考えている。公共図書館の司書は、図書館学教育の一部であり、38単位が19単位に相

当するという認定があれば資格は取れる。基準の実現が図書館員の専門性を社会的に認めさせるものだろう。

☆文部大臣による【認定】がマイナスに働くといった発言があったが、もう少し詳しく説明してほしい。

★講習科目に「相当する」との認定は、現行の図書館法が有る限りは必要となる作業である。認定作業は、それぞれの科目内容は言わずもがな担当教員の専攻分野や過去の教育歴なども対象として実施される。場合によっては【不認定】とか【再検討】といった判断も出されるし、これまでもそのような例がある。この作業は果たして大学の自主的判断を阻害するものにならないのだろうか。「大学独自で考えることのできる範囲である」との説明がなされているが、講習内容を完全にカバーした上で、さらに内容が深まっていることが求められるわけで、本当に独自で考えることが許されるのかという意味でマイナスという表現をしている。

★司書は国家試験なしにもらえる職業資格となっている。文部大臣による認定作業はその落差を埋めるためのものであり、認定も最初のチェックしかしておらず、かなりイージーである。大学の責任はここから始まると心得るべきだろう。

☆【児童サービス論】の大学における実現が厳しいとの意見が出されたが、理由をもう少し明らかにしてほしい。

★担当できる教員の不足を憂えるからである。現在でも開講していない大学がたくさんある。もちろん選択科目であるから開講していないという理由もあるだろうが、児童サービスの本質を踏まえ、教育できる人がどれだけいるのだろうか。サービスの経験がそのまま大学教員として教育できる背景だとは言えないし、児童文学の研究者が児童サービスを教えることもできないのは理解されているだろう。児童の心理から始まって彼らの生活のすべてについて深く理解しなければ児童サービスを教えることができないと考えれば考えるほど開講できない大学が増えるのではないかと心配している。JLAが児童サービス論を教育できる教員の養成を真剣に取り組む必要があると考えている。

★【児童サービス論】以外にも、担当者がいるかど

うか考える必要のある科目が存在する。

☆専任の教員で進めるべきだと意見があったが、その実態と法的規制の根拠や今後の方向を聴かせてほしい。

★専任の教員でなければ図書館学教育の充実や責任をもって司書を養成する方向が出て来ないという意味で強調している。実態についてはJLAの教育部会が把握に努めている。法的規制は、図書館学／司書養成に関しては存在しないが、文部省では専任2人を認定の作業において求めて来たという事実はある。これまでの例からみると情報関連や書誌解題の担当者で問題となっていた。専任2名を守ることによって図書館学教育のバラエティが広がるといった認識をもつことが大切だろう。

☆逐次刊行物に触れていないのはどうしてか。

★当初は[資料特論]で扱うこととして明記されていたが、図書館における逐次刊行物の重要性から[資料論]に移すことにした。移すことは決めたが、どのように表現するかを明確にしなかったのので、案から欠落したようになっている。[資料論]で扱うべきことである。

★内容的には、これで十分というわけではない。補完する内容をどのように付け加えるかが大学における教員の見識ではないか。

☆ヤングアダルトを[児童サービス論]に入れるのは混乱ではないか。

★確かに問題だろう。必要性は委員で一致したが、ここでないといけないというわけではない。全体のどこかで確実に扱われなければならない。

6 最後に(渡辺信一)

緊急の研究集会を閉会するにあたって、今後のJLA図書館学教育部会の予定を紹介しておく。

今回の集会の様子については要点を「部会報」で部会員に知らせるとともに、さらなる検討を深めてゆきたい。機会としては、常務理事会や部会総会といったものもあるだろう。

10月に開かれる全国図書館大会では、この問題を巡ってシンポジウム等を企画し、カリキュラム内容の充実を図書館界全体で考える方向を模索したいと思っている。

7 当日の配布資料

- a 研究集会スケジュール
- b この10年の動き／最近の動き／今後の取り組み
- c 『図書館雑誌』vol.89, no.6 (1995年6月号)
- d 『図書館界』vol.47, no.5 (1996年1月)
- e 社会教育分科審議会計画部会長からの依頼文書
- f 社会教育分科審議会計画部会委員、特別委員名簿／司書専門委員会委員名簿
- g JLA理事長の回答(『図雑』3月号掲載)
- h 計画部会改善案に対する柴田正美幹事の概評(1996.1.4)
- i 司書養成カリキュラム案(JLA案)『図書館雑誌』vol.88, no.4 (1994年4月号)
- j 図書館学教育部会会員あての送り状(1996.1.6)
- k 計画部会改善案に対する部会員の意見／感想
- l JLA常務理事会での部会長意見／部会員の意見の集約
- m JLA平成7年度事業計画
- n 生涯学習審議会答申にかかわるJLAの見解(1992年11月承認)
- o 学校図書館司書教諭講習規程
- p 緊急研究集会参加申し込み者名簿

1) 生涯学習審議会計画部会“改善案”をめぐる最近の動き

1995(平成7)年

12月30日(土曜)

日本図書館協会酒川事務局長より、「社会教育主事、学芸員及び司書等の養成及び研修の充実の在り方についての意見照合について(依頼)」(平成7年12月22日付 生涯学習審議会社会教育分科審議会計画部会長 大野 忠より社団法人・日本図書館協会理事長 栗原 均 宛て)一以下、「計画部会“改善案”」

12月31日(日曜)

上記、図書館学教育部会幹事に発送(速達便)

1996(平成8)年

1月5日(金曜)、柴田幹事より“改善案”に対する論評(1/4日付)受信

1月6日(土曜)、(協会より住所ラベル到着)“改善案”および柴田幹事論評を図書館学教育部会会員全員に発送。

数日後、上記に対する、意見／感想が到着：現在までに19通受信。(他に、電話等で声が寄せられる。)

1月16日(火曜)、常務理事会(14時～17時 於・日本図書館協会会議室)

1月17日(水曜)、文部省学習情報課長等との懇談会(於・日本図書館協会会議室)

1月27日(土曜)、図書館学教育部会幹事会(15時～18時 於・慶應義塾大学(三田)研究室棟会議室)

1月31日(水曜)、「文部省社会教育課法規係宛て 1/31日付、日本図書館協会理事長名(回答)」(写し)酒川事務局長より、FAX到着。

2月1日(木曜)、図書館学教育部会会員宛て、「緊急研究集会」(2/24)の「お知らせ」及び上記、「回答」を発送。別途、計画部会長・司書専門委員会委員9氏・(日図協)理事長・事務局長に出席依頼。

2月6日(火曜)、常務理事会(14時～17時 於・日本図書館協会会議室)

2月24日(土曜)、教育部会「緊急研究集会」(13時半～17時 於・慶應義塾大学三田キャンパス)

2) 今後の取り組み

3月以降、教育部会—日本図書館協会—文部省学習情報課(必要に応じて、計画部会/社会教育課)

10月24日(木曜)、全国図書館(大分)大会第12分科会(図書館員養成)にて、「司書等の養成及び研修についての改善案」(できれば、文部省/計画部会司書専門委員)“めぐる動き”をトピックにシンポジウムを開催(例えば、グレード制導入は是か否か、日本図書館協会/教育部会の役割—専任不在大学の学長への要請/勧告ほか。テーマとして、「21世紀の図書館学教育/図書館員養成—改善案を受けて、教育の現場ではいかに対応すべきか」(仮題)

選挙制度検討委員会よりの報告(答申)

平成7年12月31日

日本図書館協会図書館学教育部会会長殿

日本図書館協会図書館学教育部会

選挙制度検討委員会

委員長	平	野	英	俊
委員	渋谷	嘉彦		
	戸田	慎一		

図書館学教育部会役員選出のあり方について

部会報第40号(1995.6.26)の部会長挨拶(p1-2)によると、当選挙制度検討委員会で検討すべき問題は、いわゆる専従・非専従の取り扱いの問題や多選および当選辞退の問題であるようだが、同部会報の「役員選挙の結果報告」(p5)に付記された部会長見解では、役員構成のありかた(女性会員、若い世代、4年制・短大・司書課程・司書講習等)についても言及されていること、さらには、同部会報の「幹事会議事録」(p14)では、「数年来の懸案であり、幹事の選挙制度を抜本的に見直すための委員会を設置する」と記されていることなどから判断して、当選挙制度検討委員会では、図書館学教育部会の役員選

出方法の全般について検討することとした。

検討の結果を、以下に報告いたします。

I. 提案にあたっての基本的考え方

図書館学教育部会はいままでもなく日本図書館協会の一部会であり、協会会員であれば、誰でも入会が認められている存在である。すなわち、部会員になるための特別の資格条件は設定されていない。

確かに、現実としては、教育部会会員223名(平成7年2月選挙実施時)の大多数は図書館情報学教育の担当者ではある。しかし、「日本の図書館情報学教育1995」によれば、図書館情報学教育担当者の総数

は648名にのぼり、教育部会会員である者はその35%以下にすぎないのが現状である。

以上のことから、日本図書館協会会員のうち図書館情報学教育に関心をもつ者で構成される図書館学教育部会としては、役員選出にあたって、できる限りその資格要件（専従者規程等）をなくす方向で選挙規程の見直しを図る必要があると考える。

II. 選挙の方法について

1) 選挙されるべき対象について

〈現行制度〉

幹事（5名）と会計監査（2名）を部会員の投票により選出し、その後、幹事会が「専従者」の中から部会長を選出することになっている。また、部会長は指名幹事（3名以内）を幹事会の議を経て委嘱できることになっている。

〈改革案〉

部会員の意向をより広く反映させるためにも、部会長も部会員の直接選挙で決めることを提案いたします。

すなわち、直接選挙により部会長（1名）、幹事（5名）、会計監査（2名）を選び、その後、指名幹事を若干名、部会長が幹事会の議を経て委嘱できることとする。

2) 幹事出身母体のバランスについて

〈現在の状況〉

現幹事の出身母体は下表のとおり。なお、〈ゴシック文字〉は指名幹事である。

	4年制大学		短期 大学	
	国立・公立	私立	公立	私立
専攻学科	藤野	今・原田		
司書課程	柴田・朝比奈	渡辺・岡田・小田		
司書講習	藤野	岡田		
通信教育				

通信教育課程は4大学だけなので、必ずしも幹事に入っていないなくても大きな支障はないと思われるが、短大の代表者が幹事として加わっている、全体のバランスという観点からは申し分ないというのが現状である。

〈提 案〉

原則的には、〈図書館学教育部会〉という性格上、幹事出身母体のバランスがとれていたほうがベ

ターだと考えるが、一方で、直接選挙によって示された部会員の意思は尊重されなければならない。

したがって、選挙結果が自然に幹事出身母体のバランスがとれたものになれば申し分ないが、そうでない場合でも、指名幹事の制度を、このバランスをとる目的のために利用すればよいのではないかと考える。

ただし、多少のアンバランスは、許容されるべきであり、バランスをとることを求めるあまり、選挙選出幹事と指名幹事の数に大きなアンバランスが生じることは避けなければならない。

なお、女性会員や若い世代の会員の役員登用についてもこの指名幹事制度で対処できると思われるが、これらについてはあえて考慮する必要はないと考える。

III. 選挙権・被選挙権について

1) 選挙権～現状のままで良い。

（部会規程第4条第1項および第2項に定めるすべての部会員～役員選出要綱第3条第1項）

2) 被選挙権

〈現行制度〉

*「専従者」＝本務校において主として図書館学を担当する専任教員（役員選出要綱第3条第1、2項）となっているが、「主として図書館学を担当する」の意味が不明確であり、選挙のたびにそれを確認するのは困難である。

*このため、1995年2月実施の選挙では、「専従者」の解釈を拡大し、本務校を持つ専任教員であれば、担当科目は問わず、「専従者」に含める考え方を採った。さらに、担当科目を問わないだけではなく、学術情報センターや研究所教授などのように、科目を担当しない者も「専従者」に含めた（1994年5月の部会総会での了承に基づく）。ただし、「客員教授」については、判断に迷うものがあつた。

〈改革案〉

〈I. 提案にあたっての基本的考え方〉でも述べたように、部会員になるための特別の資格条件（たとえば、教員であること）が無い以上、さらに選挙事務の煩雑さを解消するうえからも、

部会員全員が被選挙権を持つことが適当と考えます。

IV. 多選の問題について

〈基本的な考え方〉

多選の弊害には、特定の個人に過重な負担をかけることがあるという問題と、特定の個人が長期にわたり役職を勤めることからくる部会運営上の問題とがある。前者の場合は、個人の事情（本務校の事情等）で役職就任を辞退すればよいが、後者の場合については、起こり得る弊害を避け、民主的な部会運営を維持するためにも、連続何期まで役職就任を認めるかを明記した方がよいと考えます。

〈改革案〉

＊部会長、幹事、会計監査とも～3期6年、あるいは4期8年

＊なお、日本図書館学会選挙管理運営規程のよ

うに、同点者の順序づけの際に、連続当選回数の少ない者を上位に位置付けるといった操作をすることが望ましい。

V. 当選辞退の問題について

〈基本的な考え方〉

個々人の事情もある程度は認めながら、自然に落ち着くところに落ち着くのが最も望ましいと考えます。（様々な事情で引き受けられない者に、無理やり就任を強制してもよい結果は得られないと思われる。）

〈結論〉

成り行きにまかせ、規程等に明記することは避けるべきだと考えます。

（“辞退権”を一回限りに制限すべきとの意見もあるが、辞退可能な回数を明記することもおかしいし、辞退を認めないこともどうかと思われる。） 以上

平成8年1月22日

図書館学教育部会役員選出のあり方について（追加説明）

本選挙制度検討委員会が先に（平成7年12月31日付）提出しました報告書（『図書館学教育部会役員選出のあり方について』）の内容に関して、お問い合わせの2件について追加説明をいたします。

1) 「IV」多選の問題について」の項で、〈改革案〉は「部会長、幹事、会計、監査とも～3期6年、

あるいは4期8年」としてありますが、いずれにするかは、幹事会でご検討いただきたいと思います。 以上

2) 連続3期あるいは4期のあとは、1期ブランクがあれば、その人は改めて候補になりうるとご理解いただいて結構です。 以上

1996（平成8）年2月2日

日本図書館協会図書館学教育部会

選挙制度検討委員会

委員長 平野 英俊 様
委員 渋谷 嘉彦 様
戸田 慎一 様

日本図書館協会図書館学教育部会

部会長 渡辺 信一

部会幹事会のご報告とお願い

このことについて、先に貴委員会の報告書／答申を部会幹事に送付するとともに、先週土曜日に部会

幹事会を開催いたし、第2号議案として出席の幹事の意見を聴取いたしました。（藤野幹事は、緊急の公

用あり、欠席なるも全権委任の連絡が事前にありました。)その結果をご報告いたします。

記

- 1) 多選禁止条項についての規定は「3期6年まで」か、「4期8年まで」か、については幹事会としては、「3期6年まで」がのぞましいと思われる。
- 2) 他の事項については、答申を尊重し、案通りとする。
- 3) 成文化して部会員の意見を聴取し、総会にかける。

- 4) 平野委員長に対して、担当窓口の小田幹事から平野委員長に口頭で、部会長は正式文書で、幹事会の報告及び3月末までの条文(成文)化の依頼をする。

部会幹事会として今後の予定は、

- ◆ 改正条文を貴委員会より入手したあと、ただちに幹事会で確認のうえ、(案を3月中に部会員全員に発送)4月初旬より約1ヵ月の間に意見を聴取、5月の部会総会(24日の予定)にかける。(場合により、紙上討議/採決も考えられる。) 以上

平成7年度 研究集会 記録

テーマ：マルチメディア時代における図書館情報学教育

日 時：平成7年8月25日(金)・26日(土)

会 場：慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)
(AVセンター)

参加者：27名

日程

- 25日 13:00 受付
13:40 開会挨拶と日程等紹介(渡辺部会長)
13:50 SFC及びメディアセンターの紹介
(小川治之メディアセンター事務長)
(施設案内及び学生生活に関するVTR放映)
15:00 小川氏及びメディアセンターの宮木
さえみ氏(事務長代理)・村上篤太
郎氏(メディアサービス担当係主任)
の案内で3班に分かれ、メディアセ
ンターを見学
16:05 小川氏への質疑応答
16:25 終了
18:00~20:30 湘南台駅前の湘南台第一ホ
テルレストランで懇親会
- 26日 10:00 受付
司会：朝比奈・岡田
10:35 開会挨拶(渡辺部会長)
10:37 「慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス
における図書館・情報学教育」慶應

義塾大学 高山正也教授

- 12:00 午前の部終了・昼食
13:00 「慶應義塾大学文学部図書館・情報
学科の実態」(原田幹事)
13:15 メディアセンターの宮木氏、村上氏、
高山教授、原田幹事に対する質疑
応答(発言者：細田・田辺・牛島・
宮部・亀田・横山各氏)
戸田光昭・田窪直規両氏よりコメン
ト(感想)
14:00 「図書館学教育部会の取り組みと課
題」(渡辺部会長)
14:30 「特にカリキュラム改定の問題につ
いて」(柴田幹事)
質疑応答(発言者：牛島・亀田・田
辺・田窪)
15:05 閉会挨拶(渡辺部会長)・終了
(終了後その場で幹事会が開催された)

図書館学教育部会研究集会報告

田窪直規(近畿大学)

今年度の研究集会は、「マルチメディア時代にお
ける図書館情報学教育」と題され、8月25、26の両
日、慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス(SFC)メ
ディアセンターで開催された。

第一日目は、メディアセンターの説明・見学会と

懇親会にあてられた。

まず、小川メディアセンター事務長から以下の説明があった。SFCには、総合政策学部と環境情報学部が設置されており、語学とコンピュータ教育に力を入れている。メディアセンターは、従来の図書館と計算機センターを一体化したものであり、文献サービス、ニューメディアやDBサービス、計算機サービスを提供している。正職員は15名しかおらず、ほとんど、非常勤・アルバイト職員に頼っている。

説明の後、センター見学会が催された。1Fは機器のフロアである。ユニックスマシン、AV機器、語学学習機器などが設置されており、証券会社にあるような、株価、為替などを表示する電光ボードが壁に掛けられている。コンピュータ室も1Fにあり(ただし別棟)、プリントアウトから製本までを一貫して行える機器が設置されている。2Fは参考資料室と雑誌室からなる。参考資料室の閲覧机には棚が設けられており、主要参考図書が配置されている。なお、この階では、CD-ROM等のDB検索サービスも提供されている。3Fは図書室となっており、グループ学習室が設置されている。蔵書数は、各種資料を入れて約16万冊であり、まだまだ利用者の要求を満たすまでにはいたっていないという。月～金は23時まで開いている。

懇親会は、関西在住の筆者にとって、関東を中心とする他の地区の研究者と知り合えるよい機会となった。半数近くのメンバーが二次会(カラオケ)まで参加し、楽しかった。

二日目は、まず、ホスト校慶應義塾大学の高山教授による発表(「慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスにおける図書館・情報学教育」と、原田助手による図書館・情報学科のコース制に焦点をあてた紹介があり、次いで、同志社大学の渡辺教授と三重大大学の柴田教授による司書養成カリキュラム改定の動向報告があった。

高山教授は、SFCで、「資料検索法」という講義を受け持っている。これは、パースペクティブと呼ばれる一般教養相当の科目群の中で開講されている。SFCの目指すところは、広い教養を身に付けて、語学とコンピュータに強く、問題発見・解決能力の

高い学生を育てるところにある。氏は、そうであるなら、図書館利用法、調査法、レポート作成法・発表法などの講義は必須という考えをSFCに示した。だが、結局、開講されたのは、「資料検索法」(2単位)のみであったという。講義は、メディアセンター職員の協力を得て行われている。その内容は、図書館システムとSFCメディアセンターの概説、各種情報資料の概説、各種二次資料の概説、ニューメディア・DBの概説、文献情報の流通と標準化などから構成されている。受講者が400名を越えることもあり、なかなか資料利用の演習を行えないが、ビデオ教材を利用するなどの工夫をこらしている。

原田助手からは、次の紹介があった。図書館・情報学科はコース制をとっており、3年次から、学生は、興味に基づいて、図書館コース、情報メディアコース、情報検索コースのどれかを選択することができる。なお、2年次では、図書館・情報学の基礎となる、共通科目を全員が履修する。

渡辺教授と柴田教授の報告では、カリキュラムの改訂について、生涯学習関連科目3単位プラス図書館学専門科目17単位(計20単位)が基本となる可能性が強いとの情勢分析がなされた。この案では、現行の19単位と比べて、総単位数は1単位増えるが、逆に、図書館学専門科目が2単位けずられることになる。この案と、図書館学の専門科目だけで24単位というJLA案とのすりあわせが、今後の焦点となる模様である。

集会では、SFCメディアセンターの先進性に驚くと同時に、このようなセンターを持つSFCが、図書館(情報)学教育に無理解であることに落胆した(ただし、そのような中で高山教授の頑張りには、勇気付けられた)。

図書館(情報)学教育への無理解は、SFCのみならず、世間一般にもあてはまることである。カリキュラム改訂の動向も、そのことを暗示している。だが、冷静に考えれば、情報化社会が進めば進むほど、図書館(情報)学が必要になるはずである。我々は、このような確信を持って、情報化社会に対応した図書館(情報)学の再構築(リストラ)に乗り出す時期に来ている。

SFCと情報リテラシー教育

戸田光昭（駿河台大学）

研究集会の模様については、前掲の田窪さんの報告で十分だと思うので、私は湘南藤沢キャンパス（SFC）と図書館情報学教育との関連で私見を中心に述べてみたい。

SFCでは、一般教育科目とは別に、あらゆる研究に共通する基礎として、「自然言語」と「人工言語」に習熟するための集中トレーニング科目が設けられている。

「自然言語」は外国語1ヵ国語について充分なコミュニケーションとディスカッションができるレベルの実用性を身につけることを目標として、3～4年次にはさらに1ヵ国語を教養外国語として学ぶことになっている。

「人工言語」ではコンピュータの基本操作から始めて、プログラムを作成する「情報処理言語Ⅰ」を必修とし、さらに専門的なコンピュータ利用については、学部共通科目の「情報処理言語Ⅱ」や環境情報学部専門基礎科目、コース系列科目で学ぶことができるとしている。

この「人工言語」に習熟するための科目は、情報リテラシー教育に位置づけられているが、SFCにおける情報リテラシーは、「コンピュータによる読み・書き・話し・算盤の能力」（慶應義塾大学1993-4 GUIDEBOOK, p.34）は中心であり、いわゆる「コ

ンピュータ・リテラシー」に偏っている。

コンピュータを通して入手できる情報は実際に存在する情報のほんの一部でしかないことは、事実なのだから、情報を使いこなすためには、大学における図書館中心の学習が必要なのである。

しかし、SFCにおける本来の意味での情報リテラシー教育は、前掲の田窪報告にもあるように実現しておらず、わずかに「資料検索法」（高山教授担当）が一般教育科目の人文科学分野に入っているだけである。

SFCは世界にも数少ない充実したキャンパス・ネットワークシステムを備え、コンピュータ・リテラシー教育はかなり進んでいるが、この優れた基盤を生かしきっていない。

電子メールによるレポート提出などマスコミに喧伝される材料は豊富であるが、まだそれらが定着していないようである。

図書館の蔵書数や雑誌数の少ないことを嘆く声も聞こえて、学内ネットワークでカバーしきれない部分もあると思われる。

学部における「情報リテラシー教育」がきちんと行われてはじめて、大学教育も本物になるのであるうし、その上に立った「図書館情報学教育」が専門職としての図書館員養成にはぜひとも必要なことである。

SFCの情報リテラシー教育も次第に理想的な方向に進んでいくことを期待したい。

平成7年度（第81回）全国図書館大会（新潟）

第12分科会（図書館員養成）記録

於：新潟県庁・西回廊大会議室

時：10月26日（木）

午前の部 司会：岡田・原田

9：30 開会

9：31 開会挨拶 渡辺部会長

9：39 事務連絡 長谷川櫻子氏

9：40 「北陸地区の図書館学教育－養成の現状と課題」

北陸学院短期大学 助教授 高島涼子氏

（配布資料：「北信越地区の図書館学教

育／養成の現状と課題」「北陸学院短期大学教養科新設科目／『情報サービス論』及び『情報サービス演習』について」「北陸学院短期大学『省令科目』と『本学開講科目』との対照表」）

10：25 質疑応答

10：33 休憩

- 10:45 「韓国における図書館学教育と図書館員養成」
駿河台大学文化情報学部 助教授 金容媛氏
(配布資料:「韓国における図書館学教育と図書館員養成」(5枚綴))
- 11:33 質疑応答
- 11:51 昼食
- 午後の部 「生涯学習社会と情報化時代に求められる図書館情報学教育を模索して」
司会:小田(前半休憩まで)・朝比奈(後半休憩以降)
- 13:00 開会/進行について(小田)
- 13:03 慶應義塾大学文学部助手 原田隆史氏
(配布資料:「慶應義塾大学図書館・情報学科 新旧学則における授業科目系列表」「慶應義塾大学文学部図書館・情報学科/大学院文学研究科図書館・情報学専攻要覧(1994年度)」(パンフレット))
- 13:25 図書館情報大学副学長 藤野幸雄氏
(配布資料:「図書館情報大学のカリキュラム改革」)
- 13:58 中央大学文学部教授 今まどり氏
(配布資料:「生涯学習社会と情報化時代に求められる図書館情報学教育を模索して/中央大学文学部の例」「中央大学大学院ガイド'96」(パンフレット))
- 14:30 「図書館学教育/図書館員養成の現状と課題」
同志社大学文学部教授 渡辺信一氏
(14:30~)
(配布資料:「図書館学教育/図書館員養成の現状と課題」(8枚綴))
三重大学人文学部教授 柴田正美氏
(14:45~)
- 14:57 休憩
- 15:10 質疑応答/討議
(質問票提出者:高橋和子氏、上田友彦氏、田窪直規氏、他に発言者:牛島悦子氏、中多泰子氏)
- 16:05 閉会挨拶 今まどり前部会長
- 16:10 閉会
- 16:20 発表者の高島氏、金氏、全体会での部会報告をお願いした東海大学助教授有倉久雄氏、事務連絡担当の長谷川櫻子氏を交えて、全体会への報告(持ち時間4分)打ち合わせ終了後、(第5回)幹事会を開催。そのあと、「たらい舟」(新潟市東堀通8番町)にて当日の発表者とともに打ち上げ反省会。

＜部会員からの声＞

司書養成のカリキュラムが問題になっているこの頃、司書講習の問題は避けて通れない、是非考え直さなければならない問題だと存じます。(中略)司書養成の教育課程、すなわち省令科目の規定は、司書養成の「専門教育ではなくオリエンテーション」であるという答申、この問題とも関連するのですが、従来から多くの問題があるものの、講習受講者のひとにぎりにすぎない無資格の図書館員に司書資格取得の機会を与えるというわずかな存在理由を拠り所として、司書講習は続けられてきたと、小生は認識しています。

しかし、来年度の司書講習に関する「平成8年度司書講習の委嘱について(照会)」(文生学第73号/

平成8年1月16日付 草原克豪文部省生涯学習局長より各大学長宛)の文書(P.20 資料参照。)は、安易な司書養成に一層の拍車をかけるものになる危険性を孕んでいるものと存じます。

また一方、従来地域社会への貢献を掲げ、奉仕の精神一筋で、講習担当の教員・職員が多くの犠牲を払って司書講習を開催してきた各大学のそれなりの実績をも顧みず、いたずらに、受講生の奪い合いという現象をも生じさせかねない要素をも含んでいるとも推測されます。

是非、教育部会として、日本図書館協会として、委嘱する側の文部省生涯学習局(学習情報課)の意(P.20につづく)

日本の国情報学教育 1995

補遺 2.

幹事会議事録（抄）

1995年（平成7）年度 第4回幹事会議事録

日時：1995年8月26日(土) 15：15～15：50

場所：慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスAVセンター
（研究集会終了後）

出席者：渡辺、朝比奈、岡田、柴田、戸田、原田

司会：柴田幹事

議題1：研究集会総括

- ・SFC会場は良好で、関係者は親切であり、参加者の反応もこの点では好評であった。（“その他”として、「時間不足の印象が強い。今後は宿泊の便宜等を含め日程に工夫を加えていただきたい」「優れた施設を見学することは大いに参考になり、今後も継続していただきたいと思います」との記載あり。）
- ・事務打ち合わせの不足・分掌の失敗等、担当幹事として反省点がある。
- ・同じ慶應ながら、キャンパスが違えば別の大学というべきで、見込み違いがあった。
- ・特に2日目午後プログラムが明示できなかった。より具体的な項目設定がなされるべきだったかも知れない。
- ・幹事会で事前に予定を厳密に立てるべきだった。
- ・“SFC見学会”で統一的にまとめた設定にしてもよかった。
- ・慶應の全体像が見えてきて、示唆的であった。将来構想が語られればもっとよかった。
- ・連絡メディアを電子メール・ファックス・郵便の3本立てにしてよかった。電話連絡は混乱の元になる。

議題2：カリキュラム改定問題について

- ・司書専門委員会は6月に開催され、骨子が提案された模様。協会案に歩み寄った内容ではないかと思われる。メンバーは不変、次回に具体的内容が検討されるか？
- ・細かい方向性、具体的な事態の推移については不透明で読めない。
- ・（地方の）短大単独校が大きな問題を抱えていると思われる。
- ・グレード制導入の可能性があるが、JLA当局は導入に慎重である。
- ・「職制」が確立されていない段階でのグレード制導入は無意味であり、かえって問題を混乱させるのではない

はないか。

- 一 当面事態の推移を見守る。

議題3：図書館大会（新潟）について

- ・大会2日目午前9時（開始30分前）に集合のこと。
- ・会場は新潟県庁
- ・午前の部は高島涼子氏・金容媛氏、午後の部前半については原田幹事（30分）・藤野幹事（30分）・今幹事（20分）の時間配分とする。
- ・司会は朝比奈・岡田・小田、適宜受付も担当する。
- ・2日目終了後（17時予定）分科会報告（なるべく地元の方に依頼する）への打ち合わせ会、その後打ち上げ反省会を開く。
- ・2日目終了後（場合により昼）、反省会と同時に幹事会を開催する。

第5回幹事会

日時：10月26日(木) 16：40～17：05（全国図書館大会
分科会終了後）

場所：新潟県庁内・会議室

出席者：渡辺、今、藤野、柴田、岡田、小田、原田、朝比奈

司会：渡辺部会長

議題1：（「日本の図書館情報学教育1995」田村前委員長の提案を原田幹事が紹介・提案）

『日本の図書館〔情報〕学教育』は5年毎に調査・発行することになっているが、今回の経験から、5年毎の調査では異動・変更が多すぎて、作業量が多くなり、編集に多大の困難があることがわかったので、『図書館年鑑』に掲載するという名目で、毎年、あるいは少なくとも隔年に一定の調査を行い、内部データだけでも確実に更新しておくことが必要ではないかと思われる。実現の可能性について検討してほしい。

- ・委員会を常設のものにすること
- ・調査費を予算化すること、特に協会に調査費を要求すること

- 一 協会に交渉するための計画原案の作成・下交渉を原田幹事（及び田村前委員長）に委任する。

議題2：次回幹事会について

- ・選挙制度改革に関する委員会（平野委員長）の答申案を12月中に出してもらえよう要請する（朝比奈

幹事担当)。

- ・この答申案についての検討を主議題とする幹事会を、1月27日(土)15時より慶應義塾大学三田キャンパスにて開催する。

以上 17:05 散会。

第6回幹事会

日 時：1996年1月27日 15:10～18:15

場 所：慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟地下大社会議室

出席者：渡辺、今、柴田、小田、岡田、原田、朝比奈

司 会：小田幹事

議題1：計画部会“改善案”について

渡辺部会長よりこれまでの経過報告、郵送済みの各資料の説明、部会員より寄せられた各種の意見等の紹介がなされた後、各幹事の意見交換が行われた。

- ・各幹事からは、この「案」は従来からの検討の経緯がふまえられておらず、教育部会としての評価の対象にならないとの意見が多く出された。また、何をどう“見直し”たのか、いかなる意図・目的を持って“意見を寄せてほしい”とされているのが不明である、などの声が多かった。
- ・特に社会教育主事・学芸員に対しては旧来の科目との“対照”がなされているのに、司書科目についてはそれがなく、科目名称と(必修・選択の)枠組みの変更だけであること、従来明示されてこなかった科目内容が列挙されていること等についての疑念が表明された。
- ・これに対して、司書専門部会の「まとめ」はまだ出ていないので、計画部会長の幸田三郎氏がいわば“私案”を出したのであろう、また文部省の社会教育系(社会教育課)と図書館系(学習情報課)との間に不一致があり、予算との絡みもあって社会教育系が独走したのではないかと指摘があった。
- ・文部省は講習については平成9年度から、大学については10年度からの実施を意図していると思われる。あるいは8年度からの実施が企図されているのではないかと疑念も表明されたが、8年度の「講習開催希望調査」の書類が既に各大学宛送付されているので、8年度中の実施はありえないとされた。
- ・科目免除・特にボランティア経験の評価・研修制度・グレード等による称号・尊称等については、否定的な意見が多く、特に司書を単なるオペレーターとして処遇する場合にはとにかく、管理責任者となり得

る専門職であるとするならば、科目免除の規定や、とりわけボランティア経験の評価を認めることはできないとの意見が強く、研修やグレード制の導入はこのことと合わせ考えられるべきであるとされた。また、我々自身が誰を(どういう職員を)養成しようとしているのかという点について明確な方向を持つべきであるとの意見も出た。

- ・この点に関しては、司書についてはボランティア経験を評価しようという考えは文部省にもないのではないかと見通しも語られた。また「尊称」については(1級・2級などのグレード制とは別に)レファレンス司書・児童サービス司書などの“専門化”を指向しようとしたものであるとの指摘があり、これは上記のように“オペレーターとしての司書”を前提とするもので、現時点では容認できない、との意見が強かった。
- ・1月31日までに協会を通じて意見を求めるとのことであるが、時間的に余裕がなく、教育部会として「反対」を言うのか、「修正」を求めるのか、あるいはそうした「意見の表明」が一定の効果を持ち得るのか、かえって“意見は聴取した”というアリバイ作りに使われてしまうのではないのか、などの疑念を表明する意見もあった。

◎結局幹事会としては、「部会員の意見を取りまとめる時間的余裕がない」「“まとめ中”である司書専門委員会の意見を反映させてほしい」ということを前提に、「司書専門委員会のとりまとめ案に対する意見はあり得るが、それとのかかわりが不明である以上、JLAとして意見を言う立場にない」とのまとめになった。

この件に関して部会員の意見を集約する場として緊急研究集会を開くことが決定された。

- ・司書専門委員会の9名の特別委員・専門委員と大野忠計画部会長をお招きする。
- ・JLA理事長・事務局長にも声をかける。
- ・教育部会員である4名の委員には交通費を、他の出席委員には謝礼を支払う。
- ・2月24日、慶應三田キャンパス西校舎519番教室にて
- ・13:30開会、幹事は12:00集合
- ・参加者60～70名を予定、参加費2,000円、非部会員はオブザーバーとして3,000円。
- ・計画部会案、柴田氏による教育部会案、寄せられた意見等を資料化する
- ・日 程：①経過報告(渡辺) ②計画部会からの説明(出席された委員に要請する) ③

司書専門委員会からの説明・まとめの方向について(同前) ④幹事会の方見(柴田) ⑤フリートーキング ⑥質疑応答

⑦声明or要望書等の採択

- ・役割分担: 会場設営(原田) 司会進行(今・朝比奈) 受付(岡田・小田) 開会(渡辺)・閉会挨拶(未定) 宣伝・広報(渡辺)

議題2: 選挙制度改革案について

(平野委員会よりの答申書は各幹事宛て郵送済、部会長の問い合わせによる補足資料を配布)

- ・多選禁止条項についての規定は「3期6年まで」とする。
- ・他の事項については答申案通りとする。
- ・成文化して部会員の意見を聴取し、総会にかけろ。
- ・3月末までの条文(成文)化を検討委員会に依頼する。(担当: 渡辺部会長・小田幹事)

議題3: その他

- ・『図書館年鑑』原稿について(柴田)……特になし
- ・出版委員会(小田)……図書館員を目指す者へのガイドブック(Q&Aのようなもの)を出版する計画があるが、部会としての協力が得られるか?……「教育部会編」とすることは困難だと思われるが、協力にはやぶさかではない。
- ・『日本の図書館情報学教育』田村委員長から(原田)……5年に1度の調査はロスが多く、手間がかかりすぎるので、『図書館年鑑』の調査を援用するなどして、調査の頻度をあげたい。詳細計画・提案は次回以降に行う。……了解。

次回幹事会は緊急研究集会後。 2月24日(出)正午 慶應三田キャンパス集合。

18:15 散会。

第7回幹事会

日時: 1996年2月24日(出) 18:10~19:10 (緊急研究集会終了後)

場所: 慶應義塾大学三田キャンパス北新館会議室

出席者: 渡辺、今、藤野、柴田、岡田、小田、原田、朝比奈

司会: 渡辺部会長

1. 緊急研究集会について(同日13:30~17:05、於: 西校舎512番教室)

- 1) 進行経過(配布資料: B4版20枚(表裏39頁分) 綴、質問票、感想票)

1. 13:34~開会挨拶、趣旨・スケジュール説明、

経過報告……渡辺部会長

2. 社教主事、学芸員、司書の養成・研修のあり方についての改善案(解説等)

13:53~全般的な解説・見解……田中久文氏(日本大学教授)

14:25~司書講習カリキュラムについて……細野公男氏(慶應義塾大学教授)

14:47~社会教育の立場から……村田文生氏(埼玉県立浦和図書館長)

3. 14:55~「改善案」に対する日本図書館協会の見解(回答)について……酒川事務局長

4. 15:12~「改善案」に対する教育部会・担当幹事の見解……柴田幹事

15:25~休憩、「質問票」回収

(ここまでの司会は朝比奈幹事、以後は今幹事)

5. 15:43~「質問票」に対する回答、補足解説、質疑応答、自由討議

(16:30 細野氏退席)

6. 17:05~総括、閉会の挨拶……渡辺部会長

2) 各幹事の感想(順不同)

- ・参加者数も適当で、全体としてはまずまず成功と言ってよいのではないかな。
- ・事前に「問題」はほぼ明確になっており、初めから「絶対反対」の立場で出席した人は少なかったであろう。
- ・フロアからの反応についてはやや失望した。もう少し先鋭な意見を期待していた。
- ・これからは具体的に我々が何を教えることができるのかを含め、科目ごとの内容を検討すべきであろう。
- ・「生涯学習概論」はまだ“どこにもない”科目であり、科目内容の検討が急務であろう。
- ・「図書館概論」についても、早急に授業担当者のコンセンサスを作っていく必要がある。
- ・その各論(の一部)としての「図書館経営論」についても同様。
- ・「児童サービス論」についても内容・担当者の問題は決して簡単な問題ではない。
- ・教育部会としても、協会全体としても、さまざまな意味で意志統一の困難さを痛感する。
- ・年度内に計画部会の任期も終了するので、この「改善案」に関しては、ほぼ計画部会の手を離れたと思われる。

3) 収支決算

収支: 94,000円 内訳: 2,000円×41; 3,000円×4

支出：105,618円 内訳：会場費9,888円、資料費4,070円、アルバイト料3,000円、懇談会費26,000円、缶飲料660円、交通費62,000円（講師謝礼30,000円は協会負担）

注。慣例に従い、幹事は食事代の半額を支払う。

2. 全国図書館（大分）大会の構成について（部会長より原案資料あり）

- ・「九州地区における図書館学教育」については、すでに何度も九州地区で行っているとの意見もあったが、その後の変化や新しい試みもあり、九州の先生に依頼・打診を行うこととした。
- ・「司書等の養成及び研修についての改善案」については、“大学における”と明言して、趣旨を明確化すべきであるとの意見が出された。
- ・発表者としては文部省学習情報課（長）（及び社会教育課）に「改善案の趣旨」として、その意図を聞きたいとの意見が出た。計画部会委員については、任期も終了しているし、もう“済み”としてよいのではないかと意見が出された。
- ・シンポジウムの発表者については、幹事会から柴田幹事のほか、図書館情報大学のカリキュラムに関して藤野幹事、またこれまでの経緯に鑑み計画部会の細野先生に出席を要請することになり、講習開催大学からは福永先生に発表をお願いすることとした。短大の担当者にも発表を願いたいとの声があり、具体的な人選についてはさらに検討することになった。

3. その他

- 1) 教育部会への入会申込書を従来のカード形式から、コンピュータ入力の容易な形式に変更したい。（原田幹事、見本回覧）…了解
- 2) 3月28日にカリフォルニア大学バークレー校教授マイケル・バックランド氏が慶應大学で講演をするが、三田図書館情報学会と教育部会との共催という形にしたい。部会員への案内葉書の代金として、12,500円の負担となるが。（原田幹事）…了解
- 3) 教育部会の古い記録・資料が手元にあり、どこかで保管してもらえないか。（今幹事）…小田幹事の獨協大学で保管する。

次回幹事会：4月13日（出）15時より

慶應三田キャンパス研究室棟1階研究室会議室

（P.14よりつづく）

向を質していただき、善後策を考える方向で取り組んでいただきますようお願い申し上げる次第です。（F）

＜資料＞

平成8年度司書講習の委嘱について（照会）

図書館法（昭和25年法律第118号）第6条第1項の規定に基づく平成8年度の司書及び司書補の講習（以下、「講習」という。）を下記の要領により委嘱したいので、委嘱を希望される場合は、平成8年2月16日（金）までに別紙様式により講習実施計画書を提出願います。

なお、本件は平成8年度から短期大学にも照会しています。

記

- 1 講習を希望する大学は、図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第4条第1項に規定する講習の科目に相当する科目を開設している大学であること。
- 2 講習の実施及び運営が次により適切に行われる大学であること。
 - (1) 受講人員について、適切な定員が定められていること。
 - (2) 運営委員会等責任ある運営の体制が整えられていること。
 - (3) 専門図書並びに演習に必要な諸設備が整備されていること。
 - (4) 収支予算が適切であること。

A：基本的には短大も含めて大臣の委嘱により司書講習を行う。今回の＜照会＞の意図は、1) 受講希望者が多い（定員の2～3倍あり、定員割れは1校のみ）。2) 未実施の空白地帯（とくに裏日本や四国地方など）を解消したい。3) 昭和43年以来、短大も実施されているが、安易に認めるのではなく＜審査は厳正に＞行われている。4) 今回、短大から委嘱を希望された大学は1校である。

以上が委嘱する側の回答です。これについて部会員のみなさまからご意見、ご要望等がありましたらご遠慮なくお申し出ください。（渡辺）

—— あとがき ——

最重要テーマ「改善案」に対する教育部会としての見解や姿勢については、これまで皆様にお届けしてありますので、今回は事実経過／報告を主体としております。全体的に堅苦しい、読みづらい紙面にて恐縮です。

これから益々、図書館員の専門性、司書職制度の確立（これに関連して、東京23区立区立図書館長有志三十有余名による特別区区長会会長宛て要望書：「司書」職種廃止提案について再検討してください＜2月29日付＞を全面的に支持したい）、各大学でのカリキュラムの見直し、専任2名以上の確保が求められることでしょう。この1～2年は、われわれお互い＜学内外に向けて＞踏ん張りどきであります。小紙がささやかながらわれわれの連帯のきずなとなることを願っております。

（編集責任・渡辺信一）

◆ 2/24 緊急研究集会にご出席くださった皆様へ:

＜“改善案”に対する部会員からの声として＞当日、配布いたしました資料のうち、3人の先生からのご意見(お手紙1通とe-mail2通)を当方のミスで両面原稿の裏面を見落とし、印刷いたしておりませず、失礼いたしました。お詫びとともに下記、お届け申し上げます。(渡辺)

さて、後者につきましては、「問題点の指摘」ということでございましたので、小生の感じるままを、素人の妄評とお笑いなさるかもしれませんが、恥をかなぐりすてて申し述べさせていただきます。

1 科目内容／単位数

1) 単位数について

1 単位の科目はやりにくい。

講習科目としてはもちろんだが、司書課程の開講科目にする場合、単位数としはなじまない。4 / 1 期で 1 単位などはありえない。もちろん、大学の開講科目は「省令科目」と同一である必要はないが、『日本の図書館・情報学教育』によれば、主専攻の場合は別として、司書課程では同一の場合が多い現状を鑑みると、必修でかつ講義科目の 1 単位は是非排除したい。

2) 科目内容について

資料組織、すなわち、分類・目録関係の単位数の削減は困る。

現行の「資料分類法」「資料目録法」が「資料組織概説」に、「資料分類法演習」「資料目録法演習」が「資料組織演習」として、それぞれ統合されている。資料の整理を外部に委託する図書館が多いとはいえ問題が多いと思う。(従来の単位数でも不足したと思っていましたのに・・・)

たとえば、分類の理論・歴史・主要分類法、そして『日本十進分類法』について 1 単位で、目録については、あの難解だと言われる『日本目録規則』1987 年版あるいは改訂版を 1 単位で、教授することは至難の技である。この分野を、特にコンピュータによる機械化が行われるようになって軽視する嫌いがあるが、基礎・基本は不変である。これらの作業をコンピュータが人間に代わってやってくれるわけではない。入力、あくまで人力なのである。また、NDC の適用(どの表を採用するか)にしても、本来は現在の蔵書や増加量、将来的な蔵書数を見通して自館で決めるべきものである。別置記号や図書館記号の採用も然りである。委託業者まかせで、資料のそのような整理・組織面に少しも痛痒を感じない図書館員が漸増している状況のなかで、このような資料整理・組織の軽視はますますその傾向に拍車をかけるであろう。分類や目録の教育が J - B I S C 等の検索指導のみに終始するとしたら、お粗末である。

自館の蔵書や資料の内容を知ることの基本は、資料整理・組織を通して培われるものであると確信する。そしてそれが、奉仕や参考業務に活かされ、図書館員としての自信と誇りになるのではなかろうか。分類や目録についての体系的な学習は養成の課程で済ませておかなければ独学は困難であろう。

生涯学習概論 1 単位よりも、図書館員として分類や目録について、そのじゅうぶんな理解と技能と態度を身につかせ、すなわち、生涯学習の基礎を身につけることのほうがより効果的ではあるまいか。

3) 養成の段階でやっておかねばならないことと、図書館員になって職場環境のなかで自己学習できるところを識別して、カリキュラムを編成すべきである。

4) さらに、理解・技能・態度の学習の機能を科目内容と養成課程上に反映すべきである。

文部省資料をお送りいただき、ありがとうございました。「司書等の養成…」に対する意見をお送りします。

1. 単位は最低でも社会教育主事と同じ24単位とすべきである。
2. 講習科目扱いであるという点は、図書館法第5条2項に「大学を卒業した者」で大学において図書館に関する科目を履修したもの」とある点を重視し、各大学で独自の科目を、講習科目を参考にしながら開設すればよいのではないか。なお、飛び級の問題があったので、大学院を終了した者を含む条文を入れるか、相当の処置がとれるように通達等で解決してもらうべきであろう。
3. 科目の免除に関しては、他の資格、例えばサーチャー試験合格者は、情報検索演習を免除するなどの扱いは適当であろう。単なる経験年数だけでは免除できない科目が大部分だと思う。
4. 選択科目が減ったことは、公共図書館員養成だけを考えれば、適切である。大学図書館員、専門図書館員などの養成に関しては、各大学で独自のカリキュラムを組むべきであろう。
5. 情報関連科目については、まだ不足している点は、柴田氏の見解の通りである。
6. 逐次刊行物（雑誌）の取り扱い、公共図書館においても重要になってきたわけであるから、柴田氏のように項目を入れるだけでなく、独立の科目として、選択科目でもよいから含めるべきであろう。
7. 視聴覚資料も含めたマルチメディア資料の科目も独立させるべきである。
8. 大学教育においては、図書館実習を学芸員と同様に開設する必要がある。

文部省「司書の養成及び在り方の充実について」に関する意見

1. 養成制度のあり方について

1. 1. 科目内容／単位数について

科目内容として評価できる点は、「図書館経営論」の新設、「児童サービス論」の必修新設、「図書及び図書館史」が選択科目として継続して含められていること。

科目名に付いては、「情報機器論」は「視聴覚メディア論」と変更し、内容としては、視聴覚資料の特性と各種情報機器の機能、利用法についての解説としたい。

単位数については、新設の「生涯学習論」1単位が増えたのみで、図書館学固有の科目の単位は全く変わりがなく、充実したと言えるものではない。個人的には更に大幅な単位増（例えば、62単位）を望むところであるが、当面は図書館学科目において最低限度24単位は必要と考える。更に他の科目を加えて単位増を図るか、改善案の必修科目は（演習科目を除き）すべて2単位に（1単位の科目は2単位に）して、24単位を確保したい。

1. 2. 一部科目の免除の措置

以前のアンケートの時にも述べたが、学校外での学習成果等の評価をどのような基準で、誰が判断するのか、また、基準や判定者を決めても内容評価に非常に微妙な問題が出てくると思われるので、一部科目の免除措置は避けたい。

2. その他（＊高度な専門性を評価する名称付与について）

特に設ける必要はない。各々の職場において、職名を付与すればよく、資格として付与することはない。

以上